

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「顧客満足度No1を目指し、地域社会と共に発展していくことで、株主様の利益や企業価値を最大化することを目標とする」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。株主様の権利を重視し、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

また、コーポレート・ガバナンス体制としましては、経営の効率性・透明性を向上させ着実な業績を上げるために次のように制定しております。

1 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 東行男が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 東優子、取締役 真川幸範、取締役 大東篤史、取締役 平山豊和、社外取締役 北畑米嗣の取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されており、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

2 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。社外監査役 鳴瀧英人、社外監査役 浦 純久、社外監査役 上岡美穂の常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全て社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議などの重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

3 経営会議

経営会議は、代表取締役社長 東行男が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役 東優子、取締役 真川幸範、取締役 大東篤史、取締役 平山豊和で構成されており、必要に応じて業務執行部門の役職員を招集し、円滑かつ適正な経営を図るため、重要施策及び重要な執行について、審議、協議、調整及び決定を行うことで、効率のかつ効果的な業務の執行を行っております。

4 内部監査室

内部監査室は、内部監査室長 谷口弘二が内部監査規程に基づきグループ会社を含む各部門の業務活動に関して、内部統制システムの有効性や業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

5 リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役社長 東行男が委員長を務めております。そのメンバーは、取締役 東優子、取締役 真川幸範、取締役 大東篤史、取締役 平山豊和で構成されており、必要に応じて業務執行部門の役職員を招集し、当社内で発生しうるリスクの分析やリスクの未然防止策、発生時の対処方法について協議することで、リスク管理体制の構築・強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 株主の権利と平等性の確保

当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、速やかな情報開示を行っております。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、社外監査役を選任し意思決定に関する監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。

ステークホルダーとの適切な協働を実践するため、経営理念及び企業行動憲章を定めるとともに、適宜社内通知を通じて代表取締役社長自らのメッセージを全社員に伝達する等、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めています。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示を重要な経営課題の一つと捉え、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しています。

当社は、法令に基づく情報開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要とされる情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページや東京証券取引所のWebサイト等を通じて積極的に開示を行っております。

4. 取締役会等の責務
当社の取締役会は、取締役6名及び監査役3名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。
全ての監査役は社外監査役となっており、社外取締役も選任し、より広い視野にもとづいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。
また、取締役の経営責任の自覚と職務執行の責任を明確にし、迅速で的確な意思決定を行うための体制作りも心掛けてまいります。

5. 株主との対話
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を果たすためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要であると認識しています。
このため当社では、代表取締役社長を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるよう努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東 行男	1,555,000	38.56
東 優子	620,000	15.37
スリーエスコーポレーション	210,000	5.20
東 さゆり	120,000	2.97
東 祐子	120,000	2.97
山本 知宏	96,800	2.40
三上 昭夫	88,700	2.20
鈴木 良一	56,300	1.39
株式会社宝来社	35,800	0.88
小野寺 大造	32,700	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	東 行男、東 優子
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引の実施に当たっては、取締役会において取引内容及び取引条件を検討した上で決定することとし、少数株主の利益を保護することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北畑 米嗣	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北畑 米嗣	○	――	税理士としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、独立の立場で経営の監督等の職務を遂行するのに適任であることから、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、互いに面識を持ち十分な情報交換を行っており、相互に連絡を取りながら効果的な監査の実施を行う体制にあります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浦 純久	他の会社の出身者													
上岡 美穂	弁護士													
鳴瀧 英人	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浦 純久	○	――	長年にわたる警察官としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、監査体制の強化を図るため、社外監査役に選任しております。
上岡 美穂	○	――	弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、企業経営の健全性の確保を図るにあたり、業務執行の適法性等について監査いただくため、社外監査役に選任しております。
鳴瀧 英人		当社の取引銀行である株式会社紀陽銀行において長年金融業務を担当しておりましたが、現在、当社との間には取引関係その他の利害関係はありません。なお、同行と当社とは借入等の取引がありますが、その取引は定型的であり、特別な利害関係はありません。その他、記載すべき利害関係はありません。	金融機関での勤務経験と社会保険労務士及び1級ファイナンシャルプランニング技能士としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の会社に対する貢献意欲や株主重視主義を念頭に置いた経営参画意識の向上を図るため、ストックオプション制度を導入し、一定のインセンティブを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

企業価値の向上には、当社の全役職員が一致団結して指揮を高めることが必要であると認識しており、取締役以外にも、常勤監査役、従業員もストックオプションの付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役に区分し、それぞれの年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会事務局がサポートし、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明を行っております。
社外監査役については、常勤監査役1名が非常勤監査役2名をサポートし、取締役会開催の都度、事前に付議案件の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりとなっております。

1. 取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事情を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置づけ、運用を行っております。
2. 監査役会は、社外監査役3名で構成され、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行についての監査を行っております。
3. 内部監査室は、監査役・会計監査人と連携を図りながら、業務プロセスの適正性、妥当性及び効率性など業務執行部門の監査を通じ、組織横断的に監査を実施しております。
4. リスク・コンプライアンス委員会は、全役職員の法令遵守及び企業倫理の意識を強化させ、経営の透明性及び健全性を確保するために社長を委員長として設置しております。また、当社内で発生し得るリスクについての未然防止策の策定及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るために、各部署から選出されたリスクに関する責任者への指導を通じてリスク管理体制の構築・強化することを目的としております。また、コンプライアンスの重要性についても啓蒙を行うとともに定期的にコンプライアンス体制のチェックをしております。
5. 会計監査人監査は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、決算時における監査を受けているほか、経営及び組織的な諸問題について適宜アドバイスを受けております。
業務を執行した公認会計士の氏名は、以下のとおりです。
PwC京都監査法人 指定社員 業務執行社員 浦上 卓也
PwC京都監査法人 指定社員 業務執行社員 田口 真樹
なお、会計監査人は、社員ローテーションに関し、公認会計士法及び公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規程に基づき、当社監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し監査役全員を社外監査役とすることで独立性を高め、経営への監視機能を強化しております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行うなど必要な情報を確保できる体制となっております。更なるガバナンス体制の強化を図るため、社外取締役として1名選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期発送を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	総会開催日について、集中日を避けた日程を設定する予定としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	外部機関の主催する個人投資家向けIRイベントに参加しております	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催予定はありませんが、必要に応じて開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて決算短信、有価証券報告書、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」「企業行動憲章」とこれをもとにした各種社内規程を制定し、従業員、お客様、取引先、株主、地域社会等のステークホルダーの立場の尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地元地域の青少年育成のため、当社主催の野球大会、ドッジボール大会を開催しております。地元地域振興のため、和歌山県サッカー協会及びNPO和歌山からJリーグチームをつくる会(アルテリーヴォ和歌山)の支援を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、その他法令等を遵守し、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、公平かつ適時適切な情報の開示に努める所存であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正性を確保する体制について2020年5月14日の取締役会決議にて決議した内容は以下のとおりであります。

1. 当社並びに当社及び子会社からなる企業集団(以下「当社企業集団」という。)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社企業集団における役職員の業務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業行動憲章」を策定し、これに基づき、当社及び当社企業集団における全役職員は、法令、社会規範及び社内規程を遵守し、倫理的な活動を行う。

(2) 内部監査部門として、代表取締役社長直属の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社及び当社企業集団の内部監査を実施し、内部管理体制の適正性・有効性を検証する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査役、会計監査人と連携し、効果的な内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の職務の執行に係る情報を記録する取締役会議事録、稟議書等の文書及び電磁的記録は、「文書管理規程」に基づき、適切に保存し、管理する。

3. 当社及び当社企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 損失の危険の管理に関する規程として、「危機管理規程」を策定し、当社及び当社企業集団におけるリスク管理に関する必要な事項を定め、リスクの防止及び損失の最小化を図り、危機発生時には、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(2) 代表取締役社長のもとに「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、担当部署から報告された多様なリスクの発生を可能な限り未然に防止し、発生した場合の損失の最小化を検討する。

(3) 監査役及び内部監査部門は、リスクマネジメントの実効性について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令及び定款に定める事項並びにその他重要な事項を決議するため、毎月1回定例取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとする。

(2) 業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、業務執行を行う取締役を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行う。

(3) 取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、代表取締役社長を委員長とする予算委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置する。

(4) 日常の職務の執行において、「稟議規程」、「職務権限規程」を整備・運用することにより、決裁権限を明確にし、権限委譲を図る。

(5) 取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を設置する。

5. 当社及び当社企業集団の業務の適正性を確保するための体制

(1) 子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社及び子会社全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に関する基本規定を策定する。

(2) 子会社等の取締役などの意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認する。

(3) 子会社等の業務の適正を確保する観点から必要な規定・ルールなどを整備するとともに子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議に報告する。

(4) 監査部門は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うとともにその結果とその後の改善状況を取締役会、経営会議に報告する。

(5) 子会社の責任者等は、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について、当社管理部に対して定期的に報告し、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。

(6) 子会社の内部通報制度の窓口を設置する。また、その運用に関する規定を定めて通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(2) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役・監査役会が、職務に必要な情報を収集し、必要に応じて、取締役会等に問題提起ができるよう、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要会議に出席することができる。

(2) 当社及び当社企業集団における取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役会に報告する。

(3) 内部監査部門等の当社及び当社企業集団の使用人は、監査役からの定期・不定期の報告聴取に応じる他、会社に著しい損害を与えるおそれがある事実を発見し、かつ緊急の場合は、直接監査役に当該事実を報告することができる。

(4) 当社は、監査役への報告を行った当社及び当社企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止し、その旨を当社及び当社企業集団の役職員に周知徹底する。

(5) 各事業部門における職制ラインの他、内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反などによる企業信用の失墜など、企業価値を大きく毀損するような重大な事態の発生を未然に防ぐ仕組みを構築し、報告のあった事項については、監査役に報告する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役・監査役会は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的な意見交換を行う。

(2) 監査役・監査役会は、会計監査人と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

(3) 監査役・監査役会は、職務の執行に当たり必要な場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」において、「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - (2) 反社会的勢力の排除を推進するため管理部を統括管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
 - (3) 「反社会的勢力対策規定」等の関係規定を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - (4) 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して新規取引時及び定期的に確認を行う。
 - (5) 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - (6) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、和歌山県暴力追放県民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。
- 社内では主要な会議(経営会議)や、朝礼などの機会を利用し、定期的に、その内容の周知徹底を図る。

その他

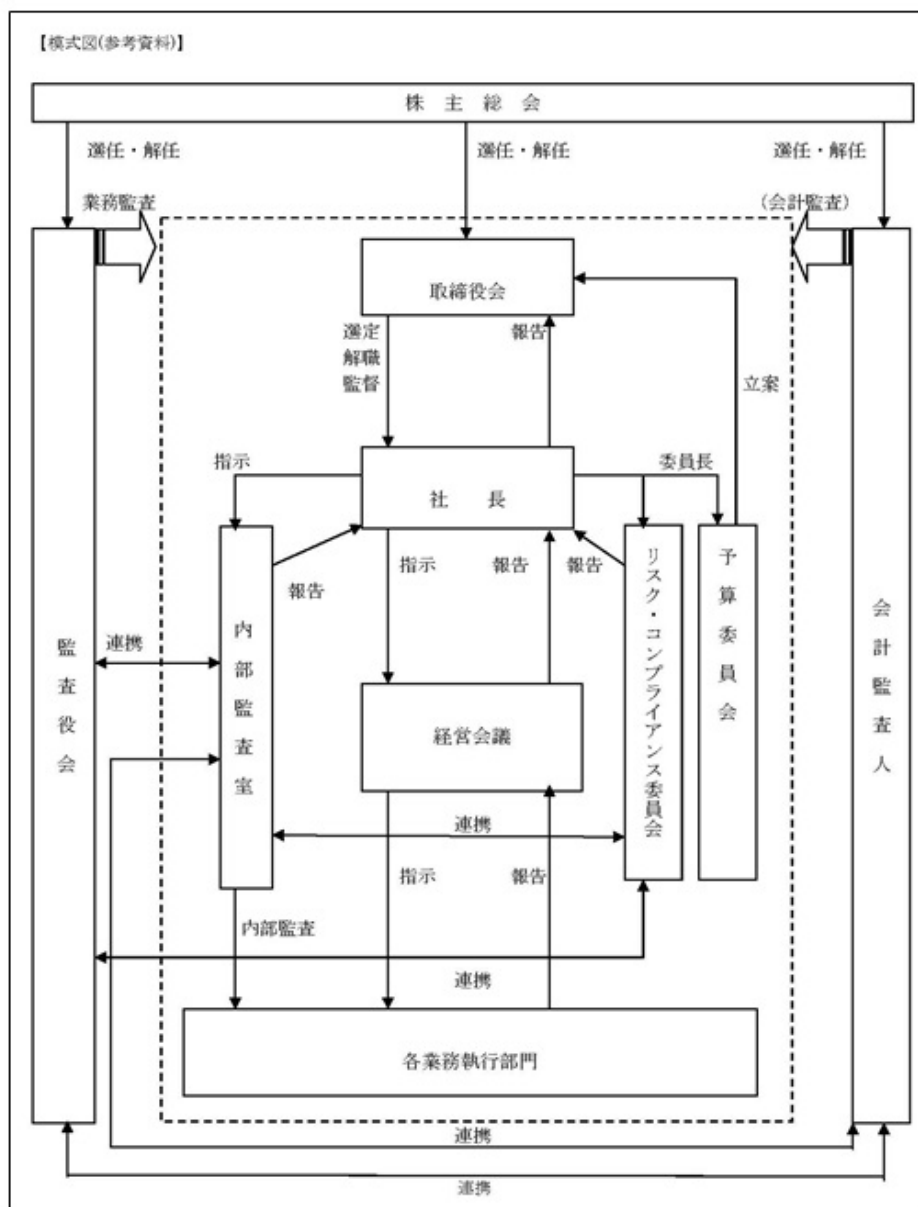
1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスの体制及び会社情報の適時開示に係る社内体制の状況の模式図を示すと、以下のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

